

企画調整事業のうち移住支援金詳細

企画経営部企画政策課

1 事業目的

兵庫県では県内市町と協調し、東京一極集中の是正、県内への人材還流、中小企業の人材確保、起業の促進を目的に、要件を満たす方に対して移住支援金を支給する兵庫県移住支援事業を実施している。本市も令和6年度から令和7年度にかけて本事業に参画したが、行財政改革の一環で令和8年度は実施を見送った。

2 事業概要

要件を満たした市内への移住者に対し、次の移住支援金を支払う。

・単身で移住：60万円 ・世帯で移住：100万円

（世帯に18歳未満の子どもがいる場合、子ども1名につき30万円を加算。）

3 対象者

本市に移住する方のうち、以下の全ての要件を満たす方

- ① 5年以上、東京23区に在住又は通勤していた方
- ② 5年以上継続居住される意思のある方
- ③ 以下のいずれかに該当する就職又は起業をされた方等

区分	対象要件
就職された方	「ひょうごで働こう！マッチングサイト」に掲載され、「移住支援金対象」と表示のある求人への就業（※本市は3社該当）
プロフェッショナル人材	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用した就業
テレワーカー	自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークで実施する場合
起業された方	県実施の「起業家支援事業東京23区枠」の交付決定を受けた起業
関係人口に当たる方	北部地域への移住希望者（まちづくり協議会、自治会加入要件あり）

4 財源 市1/4、県1/4、国1/2

5 令和8年度の県内実施状況

実施	34 市町（西宮市については北部地域のみ対象）
未実施	神戸市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、宝塚市及び西宮市の対象外地域

6 過去実績

令和6年度 移住支援金 実績

申請No.	区分	世帯 or 単身	金額
1	テレワーカー	単身	60 万円
2 (※)	テレワーカー	単身	60 万円
3	テレワーカー	世帯（夫婦＋子ども 1 人）	130 万円
4	起業された方	単身	60 万円
合計			310 万円

（※）市外転出・支援金返還済。

令和7年度 移住支援金 実績

申請No.	区分	世帯 or 単身	金額
1	テレワーカー	世帯（本人＋子ども 2 人）	160 万円
2	テレワーカー	世帯（夫婦）	100 万円
3	テレワーカー	世帯（夫婦＋子ども 2 人）	160 万円
4	テレワーカー	世帯（夫婦＋子ども 1 人）	130 万円
5	テレワーカー	世帯（夫婦）	100 万円
6	テレワーカー	世帯（本人＋子ども 1 人）	130 万円
7	テレワーカー	世帯（夫婦＋子ども 3 人）	190 万円
8	テレワーカー	単身	60 万円
合計			1,030 万円